

これでは京都市民の安心・安全はまったく保障されない！  
避難関西の申入れに対する京都市の回答は・・・  
「原発のUPZ圏から避難してくる京都市民の高汚染を想定しておらず、  
スクリーニング場所では一切除染をしない」

さる2019年9月10日(火)、私たち「避難計画を案ずる関西連絡会」は、京都市に「京都市民の安心・安心を脅かす、危険な若狭の原発の運転に反対を表明してください！スクリーニングの方法、安定ヨウ素剤の配布、火山灰問題、老朽原発等に関する質問・要望書」の提出と申入れに行きました。



申入れを行った市民が非常に驚き、深刻な問題であると感じたのは、「京都市は大飯原発から32.5キロ圏内から避難してくる京都市民の高汚染を想定しておらず、スクリーニング場所では、車両に関しては、流水どころか簡易のふき取りも含めて、除染は一切行わない。ヒトの除染はどこでやるかまだ決まっていない。医療機関への搬送方法も決まっていない」ということです。

京都市は高汚染を想定していないと言いましたが、福島原発事故では福島第一原発から約30キロの地域が今も帰還困難区域となっています。そしてこれまで申入れに行った自治体の中で、「除染をしない」と回答したのは京都市だけです。しかも人の除染はまだ場所も搬送方法も決まっておらず、この期に及んで具体的な避難や除染が想定されていません。

同様に、高汚染が起きることを想定していないことから、安定ヨウ素剤の配布についても、事前配布をせず、緊急配布の方法もいまだあいまいです。しかも40歳以上の住民に対して、希望を聞いて配布するとしており、服用の遅れや現場での混乱、市職員の被ばくなどが想定されていません。

京都市担当部局は、原発事故に関してあまりにも認識が甘いのではないのでしょうか。

市民は、避難者全員の測定と検査票の全員への付与、そして避難者全員の流水除染、安定ヨウ素剤の事前配布、40年超の老朽原発の再稼働反対を主張することなどを、強く要望しました。申し入れに参加した福島浪江町の帰還困難区域からの避難者は、自分たちの避難の困難さと被ばくの経験や被害が、京都市など自治体の避難計画にきちんと取り入れられていかなければ、この苦労が何の役にも立たなかったことになる。それは本当にやりきれないと訴えました。



以下、申入れについて詳しく報告します。

日時：2019年9月10日(火) 15時～16時45分(1時間45分)

担当部局：行財政局防災危機管理室 担当者3名

原子力災害対策課長 石山さん、担当係長 井倉(いぐら)さん、河東(かわとう)さん  
申入れをした市民：京都市民6名、大阪から3名・兵庫から1名

最初に申入書を提出し、質問への回答をひとつお伺いしてから、意見交換を行いました。

<質問1> 京都市UPZ住民のスクリーニング場所や避難経路について

京都市は大飯原発から 32.5km 圏域を含む地域を UPZ と定め、左京区久多地区（95 人）、左京区広河原地区（121 人）、右京区京北上弓削町上川行政区（95 人）住民が避難対象で、久多地区（大黒谷キャンプ場）、広河原地区（花背山の家スポーツゾーン）、京北上弓削町上川行政区（京都府立ゼミナールハウス）をスクリーニング場所とさだめている。[5 頁の図参照。京都市の「原子力災害避難計画 117・118 頁より]

(1) 車両の除染方法は流水か否か？

回答：スクリーニング場所は広くなく、流水除染をする設備は準備できないため、簡易除染をすることは考えていない。万一除染に該当するような 40,000cpm 以上の車両があれば、除染せずにそこにとどめ置いて一時保管をする。場合によっては避難をするためにふき取り除染が必要かもしれないが、スクリーニング場所は、京都市内を想定しており、風向きの変化があるかもしれないが、UPZ の端に位置していることもあり、大きな汚染は無いと考え、現状では一方向ではあるが、すぐ近くの UPZ 外のスクリーニング場所に向かうことになっており、ほかの地域は考えていない。

スクリーニング場所には、地域の特性や人数から、避難マニュアルを地元で作っており、市民は自家用車で乗り合わせて来ることになる。基準値以上の車を置いておくことになったら、ほかの住民の車で、乗り合いで避難をすることになる。それが不足をすれば、その時点で市の車両を出さざるを得ない。多数の車が基準に該当することは想定しにくいと考えている。

(2) これまでの防災訓練ではどのような方法で除染したか

回答： 昨年の防災訓練では、GM サーベイメータを使って検査の訓練をしたが、除染の訓練はしていない。基準値以上はなかった想定で行った。

(3) 効果の高い流水除染を実施すべきではないか

回答： 除染に該当するような高線量の車両は持ち出さないで、効果としては同じになると考えている。

(4) 京都市民の避難経路は、国道 367 号線が久多住民と滋賀県の朽木住民が、また国道 162 号線が京北弓削の上川住民と福井県のおおい町住民が重なっていることについて、滋賀や福井と協議しているか。

回答： 367 号線の使用場所は重複しない。162 号線は、おおい町からの避難者は 162 号で県境を越えた後、美山長谷運動公園でスクリーニングをして西側に行き、京都市内には来られないので重複しない。

市民： そもそも除染できないところをスクリーニング場所を選ぶこと自体が問題。スクリーニング場所も遠く、そこまで汚染した車で来るのでは被ばくをしてしまう。

何より高汚染を想定していないのは驚きだ。今日は浪江町の帰還困難区域からの避難者が参加しているが、地元は福島原発から 27 キロの地点で帰還困難区域となるほど汚染された。そもそも京都市は大陸から黄砂が飛んでくるのに、どうして放射能が来ないなどと考えられるのか。

自家用車は乗車人数も限られ、荷物も持って逃げるから、乗れない人が出る可能性がある。市の車もいつ来るかわからず、被ばくする人が多く出るのではないか。やはりきちんと除染できて避難できるように考えてもらいたい。

また 367 号線は朽木ではなく大津市が独自に作成している大津市民の避難路と重複している。

<質問2> 京都市住民のスクリーニングについて

(1) 避難する市民全員を検査するか

回答： 原子力規制庁が作っているマニュアルに沿って実施する。その検査手順では、まず車両検査をして、車両汚染が基準に該当したものについては、住民の代表検査をする。代表者が基準に該当した場合は全員検査をする。

スクリーニング場は、ゼミナールハウスの建物を除いて、基本的に水の設備が無い。人の汚染が判明す

れば、流水ではなくふき取り除染を行い、医療機関への搬送を行う。人の検査はひとり 10 分ほどはかかると思うが、流水除染の設備は無く、人の検査をどこでどのようにするかはまだ決まっていない。どのように搬送するかの体制も具体化はしていない。

(2) 測定値を記入した検査票を住民に渡すか

回答： 仮に基準が超えた場合に除染することが第一の目的なので、測定値を住民に渡すことは考えていない。

(3) 全住民の検査と検査票の配布が必要ではないか

回答： (1) (2) と同じ内容である。

市民： 車と人の汚染は同じではない。また浪江町からの避難の経験では、同じ家から出て同じような行動をしていた家族でも、多少の違いで、一人は 80,000cpm、もう一人はもう 100,000cpm のサーベイメータの針が振り切れた。人は全員検査をするべきだ。滋賀県は避難住民全員を検査する。京都市もやってほしい。測定されずに実際には汚染されていた場合、本人も被ばくし続け、避難先にも汚染を持ち込んでしまう。

そしてこの時に測定値の書かれた検査票が渡されないと、住民は自分がいつどのくらい被ばくしたかを把握できず、後の疾患との関連もわからず、補償や追跡ができなくなる。ケアする側の市職員も大きな被ばくをする可能性がある。市民の安全を守るためには、検査票を全員に渡すべきだ。

そもそも人の除染場所や医療機関への搬送方法を決めていないのは大問題だ。原発事故による汚染への認識が甘すぎる。ふき取り除染では不十分だ。医療機関に汚染したまま行くことになってしまう。一刻も早く流水、寒い時期を想定して温水による除染をおこなえる場所に変更すべきだ。これでは避難対策は全くできていない状態だ。

<質問 3> 京都市は舞鶴市から 6 万 5 千人の避難者を受け入れるが、

(1) 京都市は、放射能汚染が持ち込まれないための施策を、京都府と舞鶴市に求めているか

回答： 原子力災害対策指針や国のマニュアルに沿って検査され、府の作成した広域避難要領でも手順を示しているので、除染されると考えている。ただ、いまの皆さんのお話のように、一人ひとりの測定ながされていない状態で、全市の様々な施設に避難者が来る想定なので、汚染の可能性が無いわけではない。

(2) 求めている場合、具体的にどのような除染方法等を求めているか

回答： (1) と同様、手順に基づいた除染がされると考えている。

市民： 京都市民のスクリーニングのところでお話したように、京都府や舞鶴市に全員の測定と除染を実施するよう求めてもらわないと、舞鶴市民の被ばくや京都市内への汚染の持ち込みが大変危険なことになる。一人ひとり検査をして大丈夫だったという結果が無ければ、京都市に関する風評被害も起きる可能性がある。

例えば福島原発事故の場合、大熊町から会津に避難した車が、スタッドレスタイヤは溝が深くて除染できないので、普通のタイヤに履きかえてこなければ受け入れないとされた。福島には当時、京都からも多くの自治体職員が派遣され、記録も作成しているはずだ。彼らの経験したことを生かしてほしい。

<質問 4> 安定ヨウ素剤の配布について

(1) 京都市でもこれまで通り年齢制限は設けない方針か

回答： UPZ 用の安定ヨウ素剤の備蓄は 1,000 人分で、各地域の出張所に置いている。事故時の配布は、いきいきセンターなどの一時集合場所などで行うことにしている。40 歳以上の服用の効果は低く必要性がないが、緊急配布に際して、十分に安定ヨウ素剤があるなら年齢にかかわらず配布可能ということなので、希望される方には配るが、その手順や場所は考えていない。小さい子どもにはゼリー剤が必要かなどを聞くので、同様に 40 歳以上も希望を聞く予定だ。希望の取り方は決めていない。UPZ 内の住民には十分な安定ヨウ素剤を準備してはいるが、汚染状況が UPZ を超えるような状況もありうるので、その場合には希望

を聞くことになるかもしれない。

(2) 京都市民への配布は避難時ではなく、事前配布が必要ではないか

回答：国の指針でも PAZ では事前配布だが、UPZ については屋内退避が原則となっており、高い放射線量の OIL1（毎時 500  $\mu$  Sv）の場合は別だが、低い放射線量である OIL2（毎時 20  $\mu$  Sv）であれば 1 週間程度で一時避難することになる。服用の必要性を国が判断したうえで配布または服用指示をすることになっている。安定ヨウ素剤を飲む必要があるシーンは、放射性物質の濃度が高い段階で避難する場面で、基本的に 1 回だと思うので、そういった場合には配布や服用指示が出ると考えている。もっとも必要なタイミングに配布することが必要と考えている。

UPA 内で、PAZ に準ずる形で事前配布しているところの事例が少数あることは承知している。

現地配備のサーベイメータは各場所に 2 台だ。京都市では別に 6 台あり、現地配備は各 4 台になる。

(3) 京都市民の妊婦や乳幼児への配布について配慮していることはあるか

回答：UPZ の備蓄量は、一時滞在者も含めて十分な量を用意しており、配布できないということはないので、特に配慮はしていない。ただし汚染が UPZ 外に及ぶ事態になり、数が足りなくなれば別だが。

市民： 事故が起きてから、市職員が配布しにいけない十分な体制はあるのか？ そもそも高汚染が無いという前提なのはおかしい。安定ヨウ素剤が必要だとなるのは、汚染がひどくて住民が避難するのと同時になるはずだ。汚染しているところに京都市内からわざわざ職員が行って、安否確認して、配布しなければならないが、数人の職員で可能なのか？ 一週間屋内退避してから避難するから時間がある、というが、その時点では安定ヨウ素剤は不要ではないか。それでは避難計画にはならない。もっとも被ばくしそうな時に服用できるように、事前に配布するのが妥当ではないか？ そもそも現地配備のサーベイメータが各 2 台は少なすぎる。追加の 2 台は京都市内から運ぶわけで、道や汚染がどうかも、何が起きるかもわからない中で、運べるかどうか不明ではないか。

40 歳以上の人への配布についての指針は PAZ についてなので、UPZ については緊急配布だから 40 歳以上の人にも希望を聞くのではなく全員配布すべきだ。避難関西が申し入れに行ったほかの自治体ではどこも 40 歳以上にも PAZ も UPZ もこれまでどおり年齢制限なしに配布するとしている。京都市もそうすべきだ。40 歳以上の人への甲状腺への影響は多くの実例がある。60 歳以上の人、チェルノブイリでも福島原発事故でも多くの例がある。今参加している福島からの避難者も甲状腺がんを発症した。全員に配布すべきだ。

高汚染が想定を超えて UPZ 外にも広がったら安定ヨウ素剤が足りなくなるので希望を聞くと言うが、そもそもスクリーニングに関しては、高汚染は想定していないと言いながら、安定ヨウ素剤だけ高汚染を想定するというのはおかしいのではないか。

<質問 5> 関電の原発の火山灰層厚評価が過小であることについて

(1) 設置許可基準規則違反なので、原発の運転を止めて審査を行うべきではないか

回答： 原子力規制委員会がもともとの関電の想定では不十分だとして、再評価をするために、関電が再申請をする準備をしている。規制委員会はその検討の中で、大山は活火山ではなく、噴火が差し迫っているとも考えられないので、停止までは求める必要がないと判断した。それに沿って行われると考えている。

市民： 差し迫っていないというが、火山学者もいつ噴火するかはわからないと言っているのは知っているか。そもそも運転しながら再審査というのは、規制委員会の裁量にすぎず、何の法的根拠もない。この根拠を規制委員会に尋ねてもらいたい。京都府経由でもいいので。

<質問 6> 40 年超えの老朽原発 高浜 1・2 号、美浜 3 号の再稼働について

(1) 京都市長は関電株主総会で脱原発を求める株主提案を出されており、その観点からもとりわけ危険な40年越えの老朽原発は運転しないように表明すべきではないか

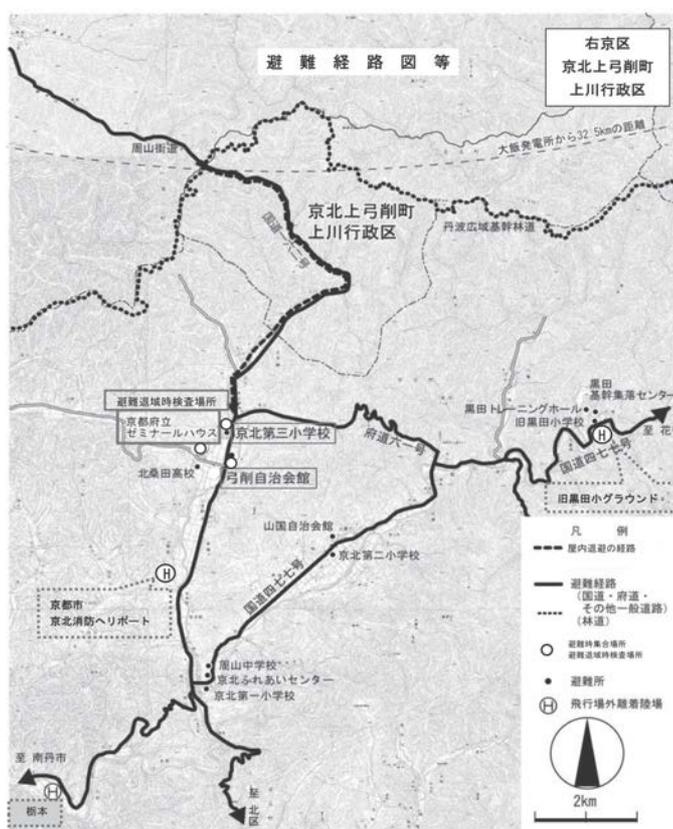
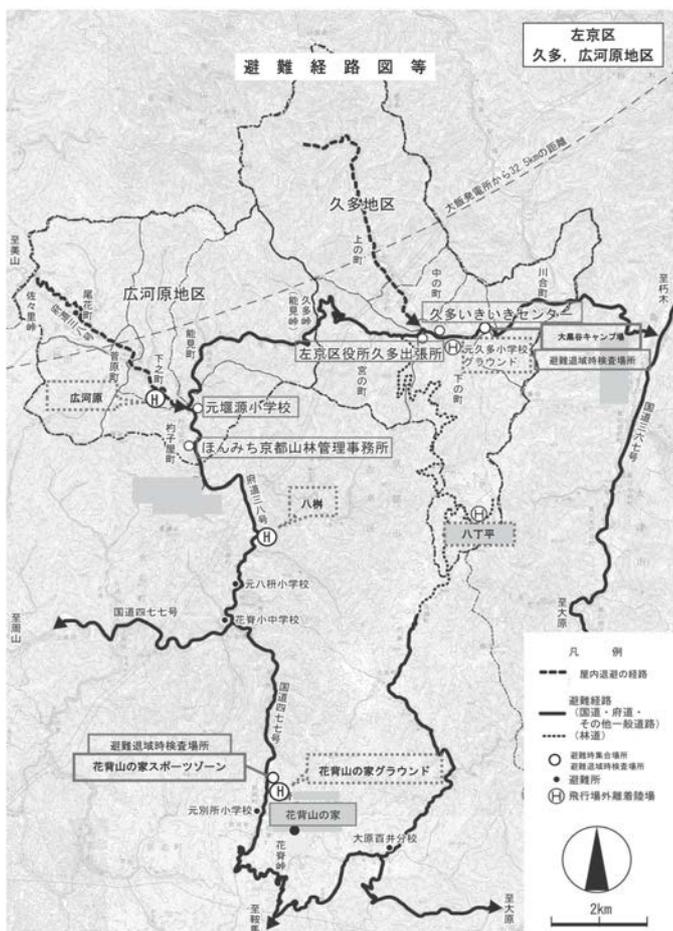
回答： 原子力規制委員会において、原則40年ではあるが審査をして、基準に則して20年延長を認めている。

再稼動にあたっては安全に配慮してもらおう。京都市は中長期的には脱原発と言っている。

市民： 京都市長は株主総会で、「中長期に脱原発」というのではなく、もっと差し迫って脱原発を主張している。京都府の前知事や舞鶴市長も、老朽原発について容認できないと言っている。京都市も明言すべきだ。大飯原発しか関係ないなどとは言えない、高浜原発で大事故が起きたら明らかに京都市を直撃する。

以上

2019.10.2 避難計画を案ずる関西連絡会



京都市 原子力災害対策 本編

「原子力災害対策編に係る関係細部計画 原子力災害避難計画」117・118 頁より

[http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/b\\_plan/rdppmenu.htm](http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/b_plan/rdppmenu.htm)